

保護者向け啓発リーフレット(4月)

《転載(リツイート)の注意点》

北海道教育委員会

ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト

書き込まなくても…

現実と同じように、インターネット上でも他人の中傷を書き込むことで、名誉毀損等の罪に問われることがあります。また、わいせつな画像、特に18歳未満のわいせつな画像を公開することで、わいせつ物頒布等や児童買春・児童ポルノ法などの罪に問われたケースがあります。自分が書き込んだものでなくとも、書き込みを転載したり、Twitterの機能の一つであるリツイートでも罪に問われる可能性があります。

《リツイートとは》

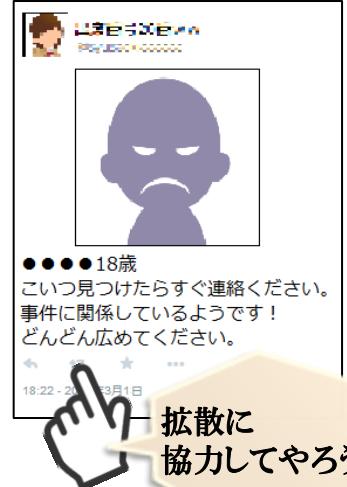
リツイートとはメールの「転送」に近い機能です。他人の投稿の下にあるリツイートボタンを押すことで、他人の投稿を自分の書き込み一覧上に載せることができます。
「おもしろい投稿だから自分の友達にも見てもらいたい」「大切な情報だから多くの人に知らせたい」など、書き込み（情報）を広めたいときに利用します。



知らない間に加害者に

リツイートは他人の書き込みの転載なので、自分自身がその書き込みに対する責任はないと思ってしまうことがあります。しかし実際はそうではなく、リツイート、転載したことでの情報を広め、なんらかの影響を与えたとして、責任を負うことになります。

2月に起きた川崎市の中学1年生の男子生徒が殺害された事件でも、警察が犯人を逮捕する前から、インターネット上には「犯人らしい」人物らの名前や顔写真が投稿されていました。このような情報はTwitterでも広くリツイートされ、今現在、事件との関連が明らかになっていない人物の情報までもがあたかも犯人のように扱われ拡散しています。このような書き込みをリツイートした人は、正義感や社会のためという気持ちかもしれません。しかしこれはプライバシー権の侵害や名誉毀損に荷担していることと同じなのです。



ご家庭での対応

大切なことは、リツイートや書き込みの転載であっても、その責任はちゃんと自分にあるのだということを子どもに教えることです。子どもが「言っているのは自分じゃないから関係ない」「みんながリツイートしているから大丈夫」という考え方をもっていないか話し合ってみましょう。

また、そのような判断がまだ難しい年齢、インターネットへの理解が足りない場合、Twitterや掲示板サイトに書き込みを行わせるのは危険です。子どもの状況に合わせてインターネットを利用させましょう。

※例は当資料のために作成したものです。